



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

働き方改革に伴う法改正について

彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「働き方改革」の背景

労働力人口の減少

▶ 総人口の減少

2015年（国勢調査） 12,709万人 → 2050年 約10,000万人

▶ 労働力人口（15歳～64歳）の減少

2015年（国勢調査） 7,728万人 → 2050年 約5,000万人

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）

労働力人口の減少への対応

▶ 働き手を増やす

- ・ 労働市場に参画していなかった人に参画してもらう（女性、高齢者、外国人、育児・介護離職、病気離職等）
- ・ 出生率の向上（長時間労働の削減（子育て期と働き盛りのバッティング）、育児環境の改善、非正規労働者の待遇改善等（経済的理由の解消））

▶ 働き手が少なくても済むようにする

- ・ 生産性を向上させる（設備投資、業務改善による作業の効率化等）

働き方改革関連法の概要

①	時間外労働の上限規制
②	月60時間超の残業の割増賃金率引上げ ▶ 中小企業で働く方にも適用（割増賃金率25%→ 50% 大企業は2010年度～）
③	年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） ▶ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務付け
④	「フレックスタイム制」の拡充 ▶ 労働時間の調整が可能な期間（清算期間）を延長（1か月→ 3か月 ） ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく
⑤	「高度プロフェッショナル制度」の創設 ▶ 専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方を選択可能に ▶ 前提として、働く方の健康を守る措置を義務化 ▶ 対象を限定（賃金要件有、特定の高度専門職のみが対象）
⑥	「勤務間インターバル」の導入（努力義務）
⑦	長時間労働者にかかる面接指導制度等の拡充 ▶ 裁量労働制の適用対象者や管理監督者も含めた労働時間の把握 ▶ 一部の業務従事者への面接指導の義務付け
⑧	産業医・産業保健制度の機能の強化

【中小企業】

会社の労働者数300人 以下

または

資本金 3 億円 以下

施行期日

2019（平成31）年4月1日

※ 中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020（令和2）年4月1日

※ 中小企業における月60時間超の残業の割増賃金率引上げの適用は2023（令和5）年4月1日

時間外労働の上限規制（1 / 2）

（1）原則（労基法32、35条）

- ① 1日8時間以内 週40時間以内
- ② 毎週少なくとも1回の休日



時間外労働や休日労働はあくまで例外

（2）残業や休日労働をするときは…（労基法36条）

- ・ 時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結と所轄監督署長への届出が必要
- ・ 協定には、残業の上限（日、月、年で最大で何時間残業をするか）等を定める



協定で定めた限度内で、時間外労働や休日労働が可能

（3）協定で定められる残業の上限は？

- （旧法）
- ・原則 月45時間 年360時間（限度基準告示）
 - ・ただし、この時間を超えて労働させる特別な事情（臨時的なものに限る。年6回まで）がある場合は、さらに延長することができる。（特別条項）
→さらに延長することができる時間の上限については、特段の規制なし。
- （新法）
- ・原則の残業時間の上限を法定化
 - ・特別条項の延長時間の上限を法定化
休日労働も含めて、1か月100H未満
2～6か月を平均して80H以下
時間外労働のみで年720H以下

時間外労働の上限規制（2 / 2）

（旧法）

法律上は、残業時間の上限がありませんでした（行政指導のみ）。

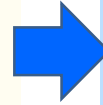
特別条項 上限なし
（年間6か月まで） ↓

大臣告示による上限
（行政指導） ↓

残業時間
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間 = 12か月



（改正法施行後）

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなりました。

法律による上限（例外、年間6か月まで）
**年720時間（休日労働を含め 複数月平均
80時間以内・単月100時間未満）** ↓

月残業80時間 = **1日残業4時間**程度
月残業45時間 = **1日残業2時間**程度

法律による上限（原則） ↓

残業時間
（原則）
**月45時間
年360時間**

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間 = 12か月

長時間労働者に係る面接指導制度等の拡充

医師による面接指導の対象となる労働者の要件が変わります
また、労働時間に関する情報の労働者への通知が必要となります

(旧法)

医師による面接指導の対象者は、**月100時間超**の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者でした（※）。

- ※ 上記労働者から申出があった場合に、面接指導の実施が法的義務となっていました。
- ※ その他、月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積等が認められる者等について、面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施が努力義務となっていました。

(改正法施行後)

医師による面接指導の対象者は、**月80時間超**の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者となります。

また、月80時間超の時間外・休日労働を行った労働者に対し、当該超えた時間に関する情報を、速やかに通知することが新たに義務付けられます。

- ※ 面接指導の実施に当たり、労働者の申出が要件となることは変更ありません。
- ※ **管理監督者やみなし労働時間制**が適用される労働者にも適用されます。
→ **管理監督者等に対してもタイムカード等での時間把握義務**（安衛法66条の8の4、安衛則52条の7の3）

労働者の健康管理等を強化することで、過重労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにします。

産業医がない

(※常時50人以上の労働者を使用する
事業場には法的選任義務あり)

適任の医師を
知らない

お金がかかる



地域窓口(地域産業保健センター)の主な業務

地域産業保健センターでは、労働者50人未満の事業場の労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理に係る相談

労働安全衛生法に定められている健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見のあった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。
メンタル不調を感じている労働者に対して、医師または保健師による相談・指導をおこないます。

健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見のあった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。



ストレスチェックに係る高ストレス者及び 長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックにより高ストレスと判定された労働者や時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

■ 彦根地域窓口(彦根地域産業保健センター)

〒522-0057 彦根市八坂町1900番地4 彦根市保健・医療複合施設3F
TEL: 0749-27-0133 FAX: 0749-26-9797
センター担当地域/彦根労働基準監督署管内 彦根市、愛知郡、犬上郡

■ 湖北地域窓口(湖北地域産業保健センター)

〒526-0831 長浜市宮司町1181-2 湖北医師会・湖北医療サポートセンター内
TEL: 0749-65-7866 FAX: 0749-65-2758
センター担当地域/彦根労働基準監督署管内 長浜市、米原市



独立行政法人 労働者健康安全機構

滋賀産業保健総合支援センター

〇〇地域産業保健センター

検索